

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年3月17日改定
箕面市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

農業者アンケート調査（平成28年8月）では、「農業後継者がいない」が約32%、「（概ね5年後の）農業経営は離農や縮小を考える」が約25%を占めており、後継者不足や高齢化、農業経験のない非農家による農地相続など、地域農業の安定的な継承にとって大きな課題となっている。個々の農業者や農地相続人の抱える課題をいち早く把握し、解決をめざすための農業委員の日常的なパトロールや相談対応といった地域活動は、益々重要なものとなっている。

「朝市」や「学校給食」など地産地消を基軸とした魅力ある域内消費市場の充実も活かして、後継者の就農や担い手の参入といった人材の確保に取組み、その定着と育成を支援しながら地域農業の持続性を確保していく必要がある。

農業委員の活動を通じて、遊休農地の発生防止と担い手の育成、地域農業の振興が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項に基づき、箕面市農業委員会の「農地等の利用の最適化指針」として、具体的な目標（①遊休農地の解消目標、②担い手への農地集積目標、③新規参入の促進目標）と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消・発生防止について

(1) 遊休農地の解消目標

(単位：m²)

	農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休割合 (B/A)
現状 (平成 30 年 4 月)	1,810,478	2,175	0.1%
2 年後の目標 (令和 2 年 4 月)	1,810,478	0	0%
5 年後の目標 (令和 5 年 4 月)	1,810,478	0	0%

(2) 遊休農地の解消・発生防止の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査の実施は、月 2 回の農地パトロールを定例実施することで対応し、農業者や農地相続人の相談役、実行組合・水利組合など集落組織とのパイプ役となり、農業者や地域の抱える課題について適切に対応していく。
- ・ 利用意向調査結果に基づき、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・ 利用状況調査と意向調査の状況は、総会及び農地利用最適化推進委員会において共有、幅広く審議し、市域全体としてバランスもとれた適切な解決につなげていく。

② 相続農地への対応について

- ・ 農地相続後も未登記のままでは、真正な土地所有者が確定できず貸借の斡旋もできない。まずは、相続時には登記申請を指導し、相続人未登記地を減らしていく。
- ・ 非農家による農地相続の場合等に、管理困難等の事情から相続放棄を検討されるケースも生じている。長期的な低未利用状態のまま放置される事態等も想定され、地域農業への悪影響も懸念される。相続人への選択肢として、「相続したうえでの貸借」による農地保全や「市への寄附」など提案・助言していく。

③ 非農地判断について

- ・ 雑木が繁茂し復元が困難、かつ復元しても後継者等もなく継続した耕作が困難な農地は、所有者の意向等を踏まえ、現実的な対応として非農地判断を検討していく。

(3) 遊休農地の解消・発生防止の評価方法

遊休農地の解消・発生防止の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 (単位：ha)

参入希望（申し出）数・利用権設定成立数の実績、平成30年度より「(仮称)都市農地の貸借の円滑化に関する法律」とそれに係る平成30年税制改正などを踏まえ、年0.8%の利用権設定による担い手への集積を目標値とする。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成30年4月)	181	7.4	4.1%
2年後の目標 (令和2年4月)	181	9.0	5.0%
5年後の目標 (令和5年4月)	181	11.5	6.3%

* 「利用権設定」による担い手への集積面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 利用権設定等促進事業の推進による担い手への農地集積

・箕面市及び箕面市農業公社との連携のもと、規模拡大を志向する農業者など担い手への農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努めていく。

② 認定農業者等の育成について

・大阪版認定農業者が39農業者及び5事業体、国版認定農業者も初めて認定を行われた。引き続き、意欲ある担い手の育成を行い、農地の集積・集約を図っていく。

③ 家族経営の法人化等支援について

・安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化や農業経営の法人化をめざす地域や農業者に対して、大阪府農業会議と連携して、法人化等を支援していく。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

参入希望（申し出）数・利用権設定成立数の実績及び箕面市が平成 29 年から農地利用集積円滑化団体として斡旋を本格化させていること等を踏まえ、年（個人）2 人及び（法人）1 事業体の参入成立を目標値とする。

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状（平成 30 年 4 月）	14	7
2 年後の目標（令和 2 年 4 月）	18	9
5 年後の目標（令和 5 年 4 月）	24	12

*前掲「利用権設定」による担い手への集積面積のうち、農業者以外の参入（農外参入）の事業体数とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・ 箕面市農地利用集積円滑化事業「農地売買等事業」では、新規参入者等に対して農業公社管理農地を再貸付する支援も行っており、箕面市及び JA と連携して、これら就農者の確保、育成策を支援していく。
- ・ 大阪府準農家制度を活用して、農地斡旋などを通じて新規参入の促進を図っていく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・ 新規参入では、地域慣行との調和、実行組合や水利組合との関係調整が必要となる。地域の秩序ある農地利用の観点に立って、農業委員は、新規参入者と地域・行政とのパイプ役を担うとともに、地域に定着できるよう助言・指導等に努めていく。

③ 6次産業化の支援について

- ・箕面市6次産業化推進戦略に基づき、規格外野菜の商品化や高付加価値商品化をめざす生産農家に対して、大阪府相談窓口6次産業化サポートセンターの活用、国の交付金事業等の活用など助言し、6次産業化の取組を支援していく。

④ 一般企業の農業ビジネス参入の支援について

- ・消費地に近い都市部で野菜等を生産したいという企業等も増加している。農地保全とともに、新たな農商ビジネスの展開、地域資源の創出と活性化にもつながることから、農地の斡旋などを支援していく。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。